

河辺都市計画道路の変更（秋田県決定）

都市計画道路の名称を次のように変更する。

変 更 前	変 更 後
河辺都市計画道路 3 ・ 3 ・ 1 号神内和田線	秋田都市計画道路 3 ・ 3 ・ 7 5 号神内和田線
〃 3 ・ 4 ・ 4 号和田駅前線	〃 3 ・ 4 ・ 7 7 号和田駅前線
〃 3 ・ 4 ・ 5 号石川和田駅線	〃 3 ・ 4 ・ 7 8 号石川和田駅線

理 由

河辺都市計画区域が秋田都市計画区域に変更されることに伴い、変更する。

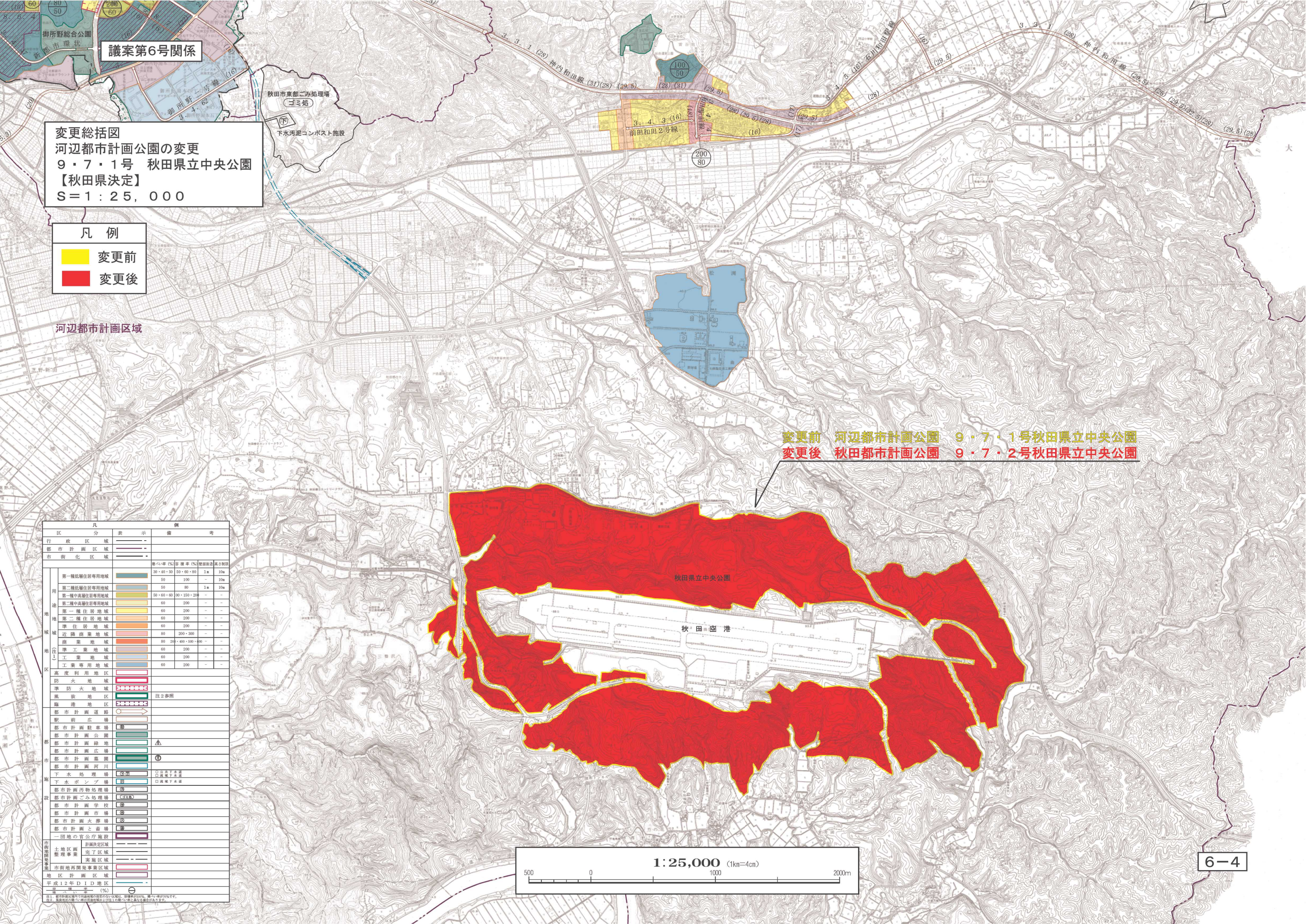
河辺都市計画公園の変更（秋田県決定）

都市計画公園の名称を次のように変更する。

変 更 前	変 更 後
河辺都市計画公園 9・7・1 号秋田県立中央公園	秋田都市計画公園 9・7・2 号秋田県立中央公園

理 由

河辺都市計画区域が秋田都市計画区域に変更されることに伴い、変更する。



議案第6号関係

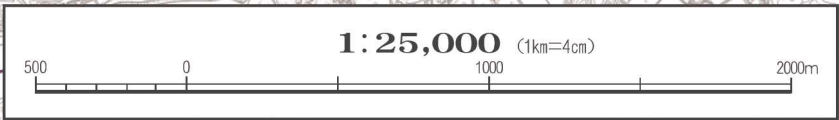
変更総括図
河辺都市計画公園の変更
9・7・1号 秋田県立中央公園
【秋田県決定】
S=1:25,000

凡 例
変更前
変更後

河辺都市計画区域

変更前 河辺都市計画公園 9・7・1号秋田県立中央公園
変更後 秋田都市計画公園 9・7・2号秋田県立中央公園

凡 例		表 示	備 考
行 政 区 域		—	—
都 市 計 画 区 域		—	—
市 街 化 区 域		—	—
用 途 地 域	第一種低層住居専用地域		建ぺい率(%)容積率(%)建ぺい率(%)高さ制限 30・40・50 50・60・80 1m 10m
	第二種低層住居専用地域		50 50 80 1m 10m
	第一種中高層住居専用地域		50・60・80 100・150・200 — —
	第二種中高層住居専用地域		60 200 — —
	第一種住居地域		60 200 — —
	第二種住居地域		60 200 — —
	準住居地域		60 200 — —
	近隣商業地域		80 200・300 — —
	商業地域		80 200・400・500・600 — —
	準工業地域		60 200 — —
	工業地域		60 200 — —
	工業専用地域		60 200 — —
	高度利用地域		—
	防火地域		—
施 設	準防火地域		—
	風致地区		注2参照
	臨港地区		—
	都市計画道路		—
	駅前広場		—
	都市計画駐車場		—
	都市計画公園		—
	都市計画緑地		—
	都市計画広場		—
	都市計画墓園		—
	都市計画河川		—
	下水処理場		□公園下水道 □工業下水道
	下水ポンプ場		□流域下水道
	都市計画汚物処理場		—
市 街 地 開 発 事 業	都市計画ごみ処理場		—
	都市計画学校		—
	都市計画市場		—
	都市計画火葬場		—
	都市計画と畜場		—
	一団地の官公庁施設		—
	土地区画		計画決定区域
	整理事業		完了区域
	市街地再開発事業区域		—
	地区計画区域		—
	平成12年D1D地区		—
	景観形成区域		—
	景観形成区域		—
	景観形成区域		—



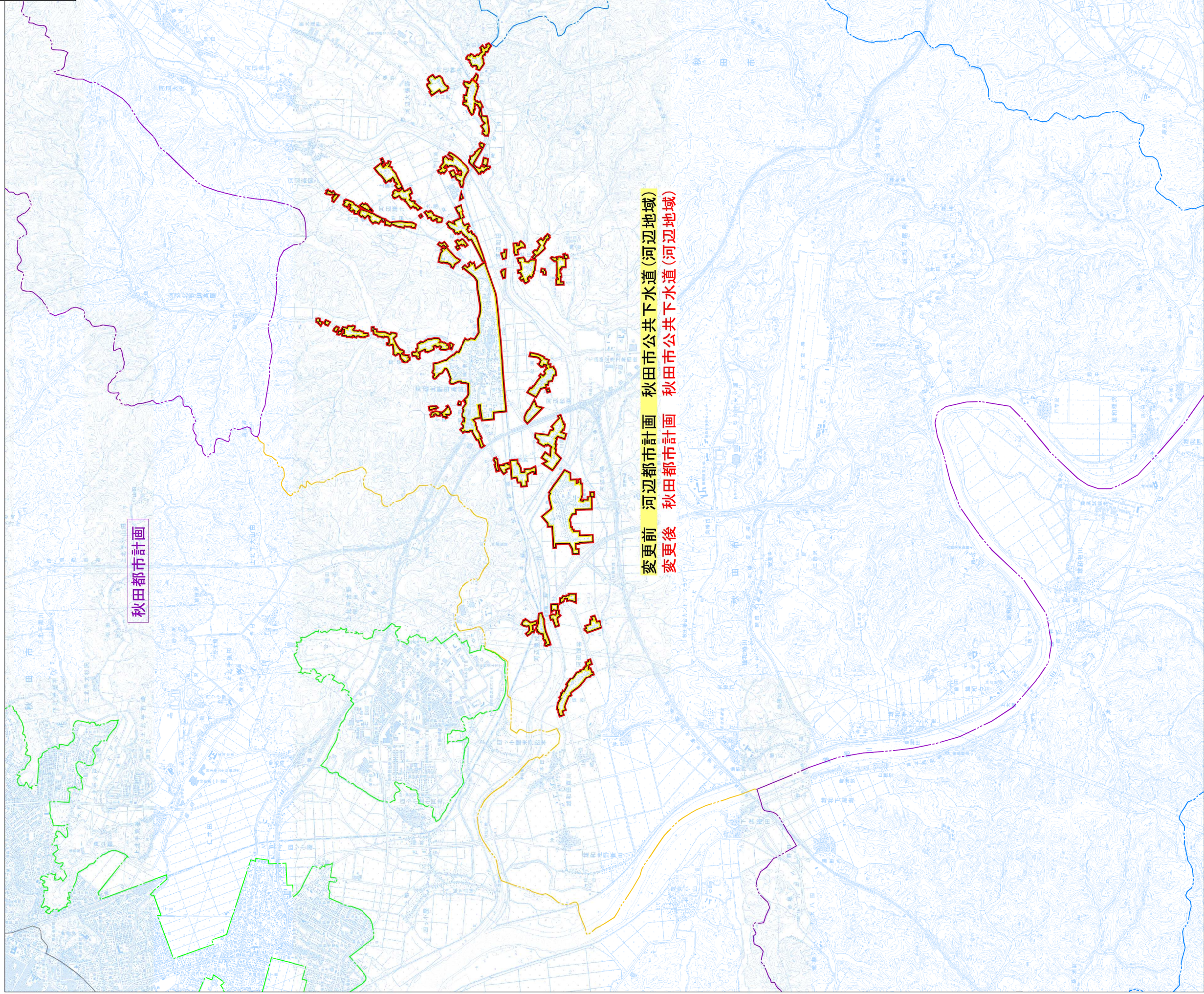
秋田都市計画、男鹿都市計画、五城目都市計画、八郎潟都市計画
及び河辺都市計画下水道の変更（秋田県決定）

都市計画下水道の名称を次のように変更する。

変更前	変更後
秋田都市計画、男鹿都市計画、五城目都市計画、 八郎潟都市計画及び河辺都市計画下水道 秋田湾・雄物川流域下水道（臨海処理区）	秋田都市計画、男鹿都市計画、五城目都市計画 及び八郎潟都市計画下水道 秋田湾・雄物川流域下水道（臨海処理区）

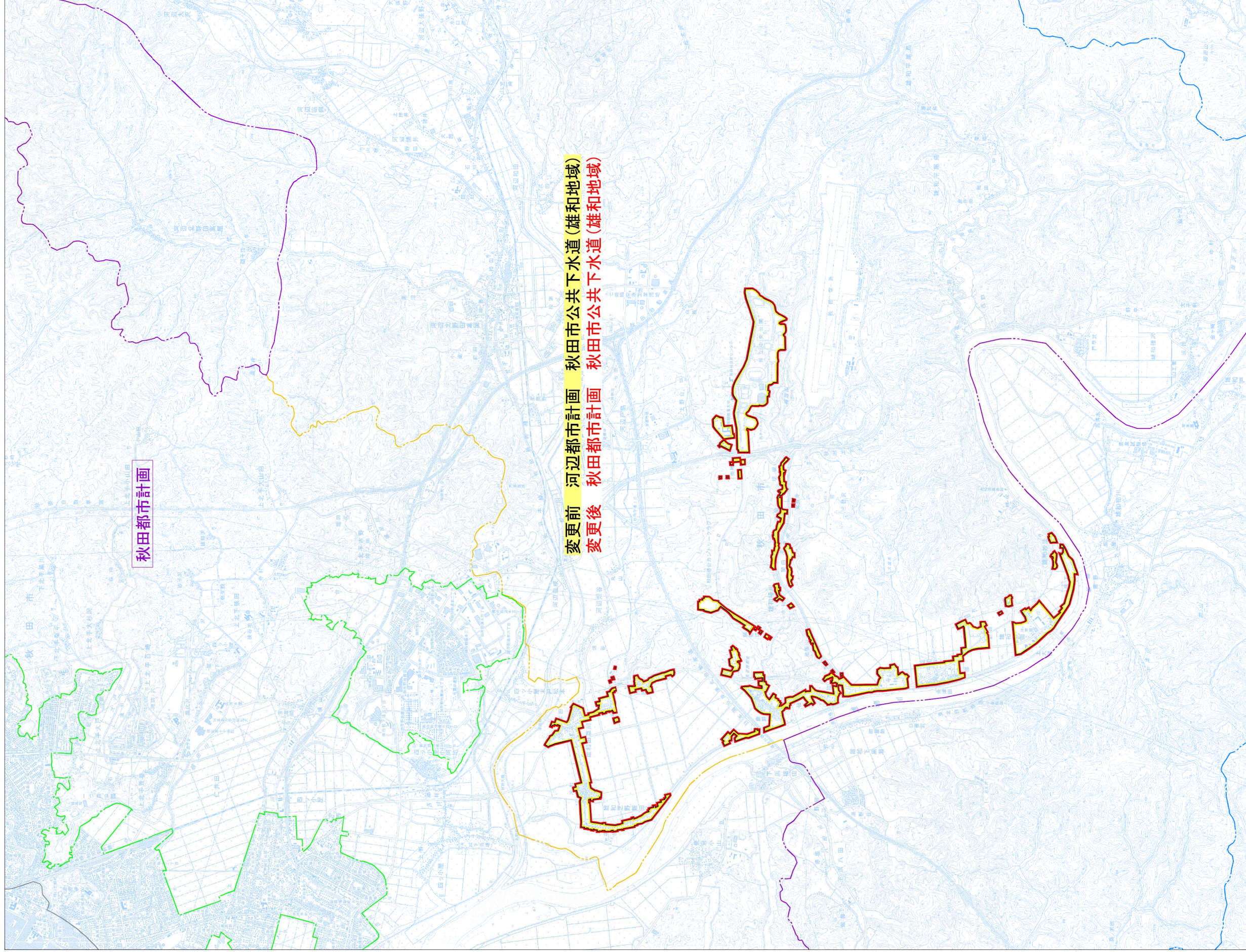
理 由

河辺都市計画区域が秋田都市計画区域に変更されることに伴い、変更する。



凡 例

- 変更前
- 変更後
- 行政界
- 都市計画区域
- 市街化区域



変更前 河辺都市計画 秋田市公共下水道（雄和地域）
変更後 秋田都市計画 秋田市公共下水道（雄和地域）

凡 例

- 変更前
- 変更後
- 行政界
- 都市計画区域
- 市街化区域